

検査の背景

- ✓ (株)日本政策金融公庫（**日本公庫**）（株）商工組合中央金庫（**商工中金**）等は**新型コロナ関連資金繰り支援を実施**
- ✓ 新型コロナ関連資金繰り支援の令和5年3月末までの日本公庫、商工中金等による主な**貸付け実績は131万件21兆円**
- ✓ このうち①日本公庫の中小企業者（主として小規模事業者）に対する新型コロナ特別貸付〔**国民生活事業における貸付け**〕、②日本公庫の中小企業者に対する新型コロナ特別貸付〔**中小企業事業における貸付け**〕及び③**商工中金の中小企業者に対する危機対応貸付けの三つ（新型コロナ特別貸付等）で118万件19兆円**（全体の90%に相当）
- ✓ 新型コロナ特別貸付等は返済開始時期を迎えるものが集中する時期を経過し、その**元利金の返済が本格化**
- ✓ 新型コロナウイルス関連による中小企業者等の倒産件数が増加

検査の状況

1. 新型コロナ特別貸付等の4年度末時点の貸付残高は全体で**989,267件14兆3085億円**となっている
完済されたものの中には、他の貸付けに借り換えることによって完済されたものが相当数含まれていると思料
新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の**償却**（4年度末まで）は全体で**7,291件697億円**、**リスク管理債権**（4年度末）の額は全体で**8785億円**、新型コロナ特別貸付に係る**部分直接償却**（注）**実施額**（4年度末）は**1246億円**
(注)回収不可能等と判断された資産について税務上の直接償却を満たしていない場合に貸倒引当金の計上に代えて貸倒償却をする方法
2. 緩和措置の下における貸付申込先の状況把握の適正性を担保するための取組についてみると、日本公庫の国民生活事業において、**貸付申込先の状況把握が十分行われたことが確認できない**ものがあった
3. 貸付債権の管理の状況をみると、日本公庫の国民生活事業において、**債務者の財務状況等を決算書等により定期的に把握することとしていない一方、債務者フォローアップや早期改善支援は実施**
貸付債権の全額について回収の見込みがないなどと認められるときに行う償却について、債務者の生活状況が困窮状況にあるという**償却事由の根拠となる事実が十分に把握されていないまま償却を決定したもの**があった

所見

- ✓ 日本公庫及び商工中金において、新型コロナ特別貸付等及びその借換後の貸付債権について、引き続き、**債務者の状況把握等を適切に実施等**すること（検査の状況1）
- ✓ 日本公庫の国民生活事業において、**今後の非常時に**関係省庁の要請を踏まえるなどして緩和措置を設ける場合、緩和措置の下における**貸付申込先の状況把握の適正性を担保するための取組がより適切に行われるよう努めること**（検査の状況2）
- ✓ 日本公庫の国民生活事業において、**債務者の状況把握及び当該状況に応じた支援に係る取組を引き続き適切に実施等**するとともに、外部に委託して調査した結果に基づき債務者の生活困窮を事由として償却を決定した貸付債権について改めて**償却を決定した根拠を検証し、必要な対応を執ること**（検査の状況3）



日本政策金融公庫等が実施した新型コロナ特別貸付等の状況（特定）

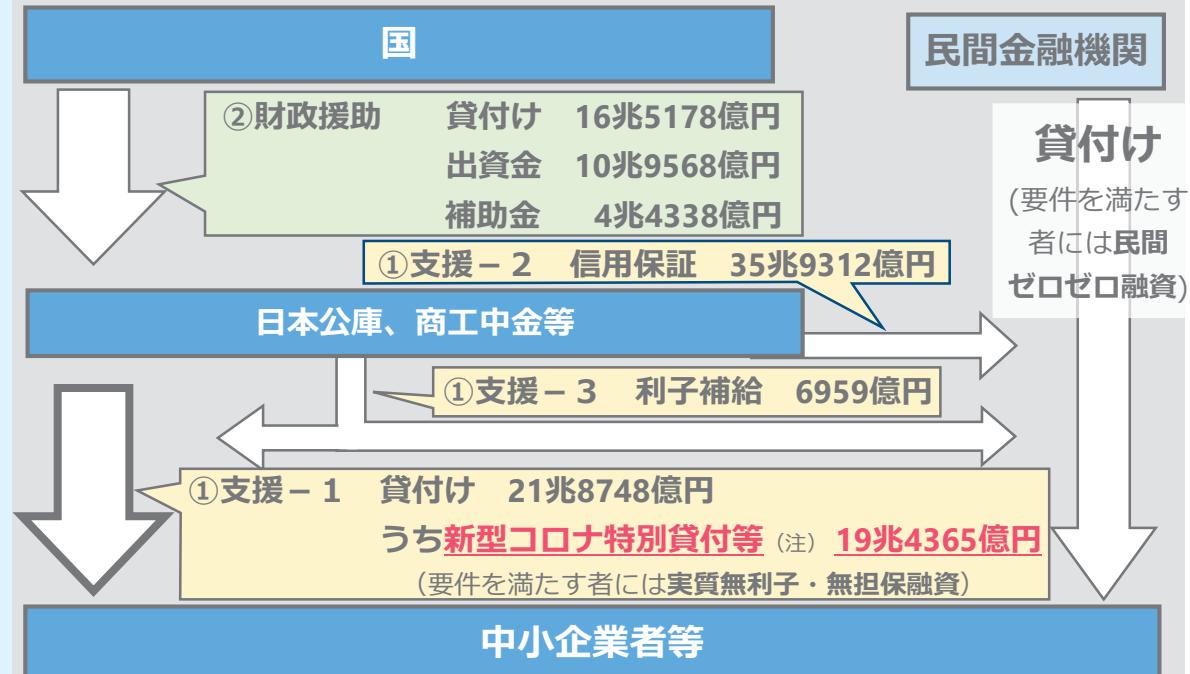
株式会社日本政策金融公庫

株式会社商工組合中央金庫

検査の背景

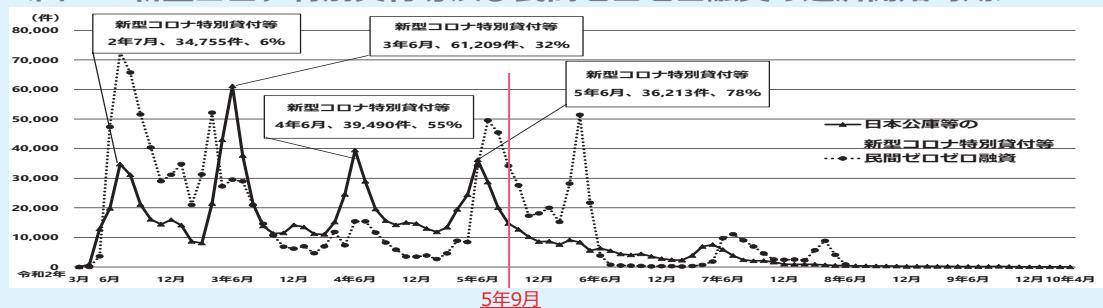
- (株)日本政策金融公庫（日本公庫）、(株)商工組合中央金庫（商工中金）等は、令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により一時的に業況が悪化している中小企業者等に対して資金繰り支援（貸付け、信用保証、利子補給）を実施
【図1の① 1～3】
- 国は、日本公庫等に対して財政援助を行う
【図1の②】とともに、事業者の資金需要に迅速に対応できるように、審査の簡素化・迅速化に取り組むことなどを要請
- 今回の検査対象となる新型コロナ特別貸付等（要件を満たす対象者に対しては実質無利子・無担保融資となる）は、返済開始時期を迎えるものが集中する時期を経過し、5年9月末時点で既に元利金の返済が本格化（これに対し、民間金融機関による実質無利子・無担保の融資（民間ゼロゼロ融資）は、6年度前半にも到来予定）【図2】

＜図1：資金繰り支援の流れに関する概念図＞



(注) ①日本公庫の中小企業者（主として小規模事業者）に対する新型コロナ特別貸付（国民生活事業における貸付け）、
②日本公庫の中小企業者に対する新型コロナ特別貸付（中小企業事業における貸付け）及び
③商工中金の中小企業者に対する危機対応貸付けの三つ

＜図2：新型コロナ特別貸付等及び民間ゼロゼロ融資の返済開始時期＞



日本政策金融公庫等が実施した新型コロナ特別貸付等の状況（特定）

株式会社日本政策金融公庫

株式会社商工組合中央金庫

検査の状況 1 - 1 新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の状況

＜令和4年度末時点における新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の状況＞

令和4年度末までの貸付実績 1,187,201件 19兆4365億円	
（4年度末時点の状況）	
返済 5兆0582億円	貸付残高 989,267件 14兆3085億円
うち完済 190,643件 3兆3305億円	
借換えによるもの も含まれている。	
（元金返済等の状況）	
元金返済中 670,141件 7兆5665億円	据置期間中 254,399件 5兆9576億円
（リスク管理債権等の状況）	
正常債権 13兆5064億円	
（リスク管理債権の内訳）	
要管理債権 4929億円	危険債権 3731億円
4年度末時点の 貸倒引当金 2879億円	

令和4年度末までの貸付実績は19兆4365億円、

貸付残高は14兆3085億円で、そのうち9割超は

元金返済中の貸付債権又は据置期間中の貸付債権

その一方で

①償却（貸付債権の全額について回収の見込みがないなどと認められるときに行う）**金額は697億円**
償却した貸付債権の件数及び金額は、いずれも年々増加

②条件変更（返済期間や据置期間の延長、月々の返済額の減額により、貸付条件を緩和すること）中の貸付債権の残高は、いずれも3、4両年度末の金額が前年度末から大幅に増加

③延滞等（元利金支払の延滞及び事業者の破綻）に至っている貸付債権の残高は、いずれも3、4両年度末の金額が前年度末から大幅に増加

④リスク管理債権の額は**8785億円**で、日本公庫の国民生活事業及び中小企業事業では増加し、事業全体のリスク管理債権の額も増加

⑤4年度末における部分直接償却（回収不可能又は無価値と判断された資産について税務上の直接償却を満たしていない場合に貸倒引当金の計上に代えて貸倒償却する方法）**実施額は1246億円**



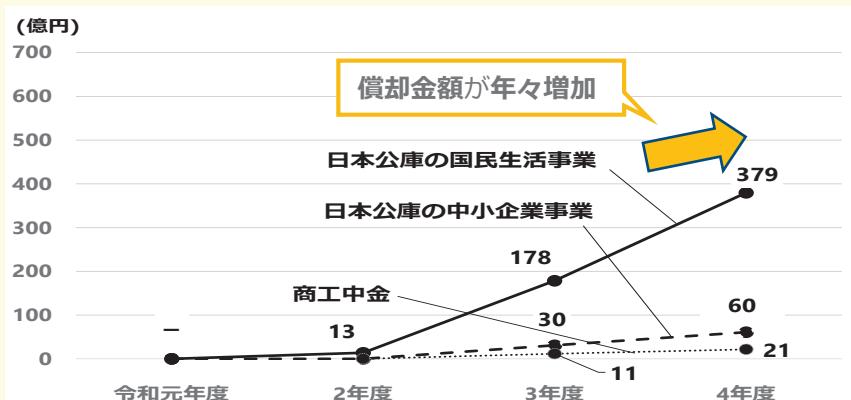
日本政策金融公庫等が実施した新型コロナ特別貸付等の状況（特定）

株式会社日本政策金融公庫

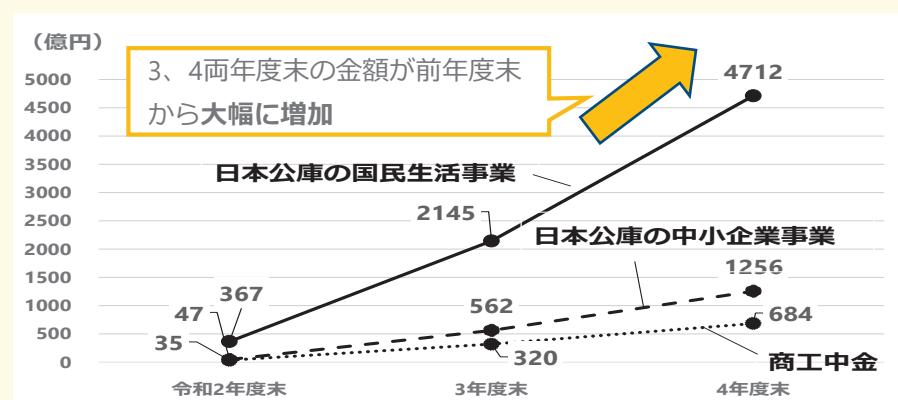
株式会社商工組合中央金庫

検査の状況 1-2 債却、条件変更、延滞等、リスク管理債権の状況

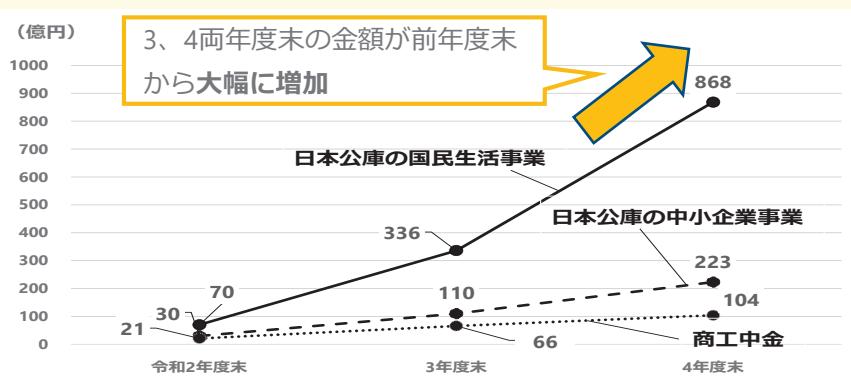
<①新型コロナ特別貸付等に係る償却金額の推移>



<②新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権（条件変更）残高の推移>



<③新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権（延滞等）残高の推移>



<④新型コロナ特別貸付等に係るリスク管理債権の額の推移>



所見

日本公庫及び商工中金において、新型コロナ特別貸付等及びその借換後の貸付債権について、引き続き、債務者の状況把握等を適切に実施等すること



日本政策金融公庫等が実施した新型コロナ特別貸付等の状況（特定）

株式会社日本政策金融公庫

株式会社商工組合中央金庫

検査の状況2 新型コロナ特別貸付等の審査手続において設けられた緩和措置等の実施状況

- 審査手続における書類徴求の簡素化について、日本公庫の国民生活事業では、貸付先が資金繰り表、最新決算期後の試算表等の書類を作成しないことが多いことから、これらの書類の徴求を省略するなどの措置（緩和措置）を全国的に幅広く実施
- 緩和措置の下において、貸付けの認定根拠を貸付関係書類の所定の欄に詳細かつ具体的に記録するとともに、貸付申込先の当面の資金繰り状況等について確認し、その内容を貸付関係書類の適宜の欄に記載

貸付申込先の状況把握が十分行われたことが確認できない事態が59件（貸付金額5億8966万円）。具体的には、

- 貸付関係書類の所定の欄に認定根拠が十分に記録されていなかった
- 貸付関係書類に貸付申込先の資金繰り状況の現況を確認した旨の具体的な記載がないなどしていた

所見

日本公庫の国民生活事業において、**今後の非常時に**関係省庁の要請を踏まえるなどして緩和措置を設ける場合、緩和措置の下における**貸付申込先の状況把握の適正性を担保するための取組**がより適切に行われるよう努めること

検査の状況3 新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権の管理の状況

- 日本公庫の国民生活事業において、膨大な数の貸付債権を管理していることから、債務者の財務状況等を決算書等により定期的に把握することとしておらず、**条件変更を実施した場合等にその把握を実施**
他方、2年9月以降、**債務者フォローアップや早期改善支援**を実施
- 債務者の破綻等により貸付債権の全額について回収の見込みがないなどと認められるときは償却を行うこととしており、**その償却の決定の判断は慎重に実施**

外部に委託して債務者の生活状況を調査していた貸付債権の償却において、債務者の生活状況が困窮状況にあるという**償却事由の根拠となる事実が十分に把握されていないまま償却が決定**されていた事態が30件

（貸付金額3億3561万円に対する償却金額3億3504万円）

所見

日本公庫の国民生活事業において、**債務者の状況把握及び当該状況に応じた支援に係る取組を引き続き適切に実施等**するとともに、外部調査に基づき生活困窮の事由で償却した貸付債権について改めて償却を決定した根拠を検証し、必要な対応を執ること

